

講 演

日韓民事司法シンポジウム

I 今回のシンポジウムの趣旨説明

本間 靖規

II ① 日本における民事裁判手続のIT化

杉本 純子

② 韓国電子民事訴訟の意義と価値

姜 玹中
崔 廷任(訳)

III ① 民事執行制度の変革

——近時の法改正とその意義・課題——

内田 義厚

② 韓国における民事執行分野の新しい課題と克服

——知的財産権の共有持分と仮想通貨に対する
強制執行を中心に——孫 千雨
崔 廷任(訳)

I 今回のシンポジウムの趣旨説明

本 間 靖 規

民事手続法の分野において現在立法化が予定されている問題として、民事裁判のIT化と民事執行法ならびにハーグ子の奪取条約の実施法の改正がある。このうち民事裁判のIT化においては、後の報告にもあるように、韓国が先進的にこれを行っていることは日本でも知られているところであるが、実際どこまでこれが進んでいるのか、その問題点や課題を知ることは、日本の今後の議論に資するところが大きいと思う。また民事執行法の改正も進んでいるところであるが、日本と韓国の当面の課題を比較することにも大きな意味があると考えた。そこで本日はこの二つのテーマについて、日本と韓国の報告をつきあわせてそれぞれの置かれた状況を比較し、お互いの参考に供するとともに、それぞれのテーマについての学問的な理解をも深めることができばと考えている。

幸い、両テーマについて、最適の報告者を得ることができた。IT化については内閣府の研究会が先行して議論していたところであるが、そのメンバーであった、日本大学の杉本純子氏、韓国側は、司法政策研究院の院長を務めている、ガン・ヒョンジュン氏、民事執行法の分野に関しては、早稲田大学の内田義厚氏、韓国側は、大法院裁判研究官のソン・チョンウ氏である。また司会・コメントは、司法政策研究院の主席研究員であるガン・ヤンスー氏と私、早稲田大学の本間靖規が務めさせていただく。